

臨港道路（海田大橋）回数通行券の払戻しについて

1 申出書の配布について

払戻しを受けるためには、申出書の提出が必要です。次の方法により入手できます。

- (1) **申出書の配布場所**： 払戻申出書と郵送(料金受取人払)用封筒を用意しています。
問い合わせは、土日祝日、閉庁日を除きます。

配 布 場 所	所 在 地	配布・ 問合せ 時 間	注意事項
海田大橋管理事務所 (海田大橋東詰め管理棟)	〒731-4311 安芸郡坂町北新地四丁目 6 番 13 号	土日祝日 閉庁日を 除く 9:00 から 17:00 まで	配布場所では 申出用書類の 配布のみ行い 払戻しの受付 は行いません。
広島県広島港湾振興事務所	〒734-0011 広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号 電話 082 - 251 - 7117		
(株)ひろしま港湾管理センター	〒734-0011 広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号 電話 082 - 250 - 7160		
広島県庁北館 2 階 港湾振興課 港営グループ	〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁北館 2 階 電話 082 - 513 - 4019 (ダイヤル)	土日祝日 閉庁日を 除く 9:00 から 17:00 まで	

(2) 広島県庁ホームページの掲載ページからダウンロード

払戻申出書をダウンロードできます。(ただし、郵送(料金受取人払)用封筒は配布しません。)

2 申出書の提出・受付区分 (申出書の提出・受付・払戻しは、申出金額によって異なります。)

申出金額	払戻方法	申出書の提出方法	提出先（受付窓口）
8,150円以下のもの	現金	来庁(持参)	土日祝日，閉庁日を除く 9：00 から 17：00 まで 〒730-8511（専用封筒 730-8790） 広島市中区基町 10 番 52 号（県庁北館 2 階） 広島県土木局 港湾振興課 港営グループ
	口座振替払	来庁(持参) 又は 郵 送	
8,150円を超えるもの	口座振替払		

※ 提出の際の注意事項

○ 来庁の場合

- ・ 申出書に必要事項を記入、押印のうえ、未使用の回数通行券を添えて提出してください。
- ・ 現金での払戻しを希望される場合、**領収書に押印が必要**なため、必ず申出人の印鑑を持参してください。
法人の場合は、会社印を持参してください。(ゴム印等は不可)
- ・ 現金での払戻しは、8,150円以下のものに限りです。

○ 郵送の場合

- ・ 申出書に必要事項を記入、押印のうえ、未使用の回数通行券を添えて郵送してください。
- ・ 払戻しは、**口座振替払のみ**となります。
- ・ **口座振替払の記載事項に誤りがあると払戻しが困難となることがありますので、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義(申出人と同じこと)は十分確認のうえ提出してください。**
- ・ 払戻し時期は、月に2回です。～ 原則15日と月末。ただし、平成22年5月分は翌月(払戻しまでに2～3週間程度かかる場合がありますので御了承ください。)

○ 回数通行券について

- ・ 汚損等により判別し難いものや疑わしいものについては、真贋鑑定を行うことがあります。
なお、真贋鑑定の結果、偽造されたものと認められた場合、警察に通報することがあります。

3 提出書類について ～ 提出書類は、申出書、申出書に記載された未使用の回数通行券です。

回数通行券は、**表紙がある場合は、つけたまま提出**してください。

※ 申出書の記載事項は、「記載例」を参考に誤り・記入漏れがないか確認のうえ提出してください。